

## むらやま重点作物利用促進商品開発等支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、村山市内で生産された重点作物を活用し、商品開発等に係る取組を実施する本市内で飲食店等を営む事業者に対して、村山市補助金等交付規則（昭和37年村山市規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付することで、市重点作物の普及啓発及び利用促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重点作物 サクランボ、モモ、スイカ、トマトをいう。
- (2) 飲食店等 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する営業許可を受けて営業を行い、自らの店舗で飲食料品を調理し、又は製造し、当該飲食料品を当該店舗で提供し、又は販売している者をいう。
- (3) 農業者等 主たる事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地が村山市内にあるものであって経営耕地面積が30アール以上の規模の農業を営んでいる者及び有人で常設店舗形態の施設を保有し、年間又は季節的に営業している産地直売所をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市内に住所を有する飲食店等
  - (2) 市税、市水道料金及び市下水道使用料を滞納していない者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、この補助金の目的に照らして適当でないと市長が認めた者でないこと。
- 2 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等に村山市暴力団排除条例（平成24年村山市条例第1号）第2条に規定する暴力団員等を有する者については、交付の対象としない。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、飲食店等が事業で使用する村山市内で生産された重点作物で農業者等から購入したものに係る経費とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、3万円を上限とする。ただし、算出された額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助の制限)

第6条 補助金の交付は、1事業者1回とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、むらやま重点作物利用促進商品開発等支援事業補助金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項に規定する補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。
- 3 規則第14条の規定にかかわらず、第1項に規定する申請書をもって、同条に規定する実績報告に代えるものとする。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、むらやま重点作物利用促進商品開発等支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、不相当と認めるときは、むらやま重点作物利用促進商品開発等支援事業補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 3 規則第15条の規定にかかわらず、第1項の規定による通知をもって、同条に規定する補助金の額の確定通知に代えるものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条第1項の規定による通知を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき
- (2) その他市長が特に必要と認めるとき

(帳簿の備付等)

第11条 帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。